

「飲酒運転撲滅広報啓発動画制作業務」仕様書（案）

第1 件名

飲酒運転撲滅広報啓発動画制作業務委託

第2 事業目的

飲酒運転のない安全安心な社会の実現に向けて、

- 「飲酒運転の悲惨さ、代償を訴えるドラマ」
- 「飲酒運転被害者遺族のメッセージ」
- 「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に定める通報義務の解説」など

に係る動画を制作し、県警YouTubeでの公開や企業講習の場において飲酒運転の危険性・悪質性を実感させる交通安全教育を推進し、飲酒運転撲滅気運の更なる高揚を図る。

また、広告事業として

- 「上記動画を編集した15・30秒の短編」

を制作し、SNSやデジタルサイネージ等において効果的に活用することで、啓発動画の活用及び視聴を促す取組を図る。

第3 委託内容

1 動画制作に関する企画・構成

- (1) 動画の時間については、25分から30分程度を想定しているが、製作する各チャプターの内容等から、それぞれ適切と考える時間を提案すること。
- (2) 飲酒運転の代償及び悲惨さをリアルに表現するとともに、被害者遺族メッセージ等の心にしみる映像を取り入れるなど、記憶に残りやすい内容のものを提案すること。
- (3) 本編動画は、HD画質・横位置（1,920×1,080）とするが、広告事業用については、それぞれ適切と考える仕様を提案すること。
- (4) 動画制作において、ロケ地は原則として福岡県内で実施することとし、道路使用許可などの必要な手続きについては受注者にて申請等すること。

2 新規動画の内容等

- (1) 飲酒運転の結果、検挙された者の末路について
例 ～ 刑事処分、行政処分、解雇、家庭崩壊等
- (2) 飲酒運転被害者遺族のメッセージ
- (3) 飲酒運転に係る通報義務の解説
- (4) その他

3 実施体制

業務責任者を配置の上、本業務委託を遂行可能な体制を整えること。

4 その他提案

コンテンツの制作や活用方法について、本業務の目的に沿った魅力的な提案があれば、自由に提案を行うこと。

5 報告業務

月に数回、県警察と協議等を行うこととし、事業の進捗状況及び今後の計画等について書面作成のうえ、報告を行うこと。また、委託業務完了の日から起算して10日後までに事業実施報告書（様式は任意）を提出して検査を受けること。

事業実施報告書には、次の項目を含まなければならない。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) その他、必要と考えられる資料
- (6) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

6 成果品

- (1) 動画のデータが記録された外部記録媒体（DVD）
ア データDVD 2枚
イ DVDビデオ 50枚（ジャケット含む）
- (2) 事業実施報告書

第4 委託経費

6,653千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

第5 履行期限

令和8年2月27日（金）

第6 その他留意事項

- 1 本業務で使用するものの著作権、肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理すること。
- 2 業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。
- 3 本事業で得られたデータ等については、全て福岡県警察に帰属することとし、許可なく流用してはならない。
- 4 本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のため有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。

- 5 本仕様書に定めのない事項等については、福岡県警察と受託者で協議の上、決定するものとする。
- 6 本契約については、企画提案書のとおり、実施することを前提としているが、本仕様書に定めのない事項等については、福岡県警察と受託者で協議の上、決定する。